

滋賀県電気自動車・プラグインハイブリッド自動車充電設備
導入推進補助金 交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、自動車から排出される二酸化炭素の削減に向けて、県内における電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車の普及促進を図るため、滋賀県環境保全基金を活用し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付については、滋賀県補助金等交付規則(昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。)ならびに地域環境保全対策費等補助金交付要綱および地域グリーンニューディール基金事業実施要領(平成21年7月10日付け環政計発第090710002号)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 この要綱における「補助事業者」は、法人または個人事業者であって、県税に滞納がない者および事業活動において関係法令等の規定に基づく許認可等の必要な手続きを了している者をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助対象経費、補助率および補助限度額は別表に定めるとおりとする。ただし、第4条に定める補助金交付申請書の提出時において、当該事業を着工している場合は、補助の対象としない。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(設置場所の位置図、平面図および写真、充電設備の仕様書またはカタログを添付したもの)(別記様式第1号別紙1)
- (2) 補助対象経費に係る経費の見積書
- (3) 申請者の登記簿謄本(法人の場合)
- (4) 住民票(個人事業者の場合)
- (5) 納税証明書
- (6) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、適正と認めるものについて、速やかに補助金交付決定通知書(別記様式第2-1号)により、補助事業者に対して交付決定の通知を行うものとする。

2 知事は、前項の審査にあたって、地域的な均衡を考慮するものとする。

- 3 知事は、補助金の交付をしない旨の決定をしたときは、その理由を付して、補助金不交付決定通知書（別記様式第2 - 2号）により、補助事業者に通知するものとする。

（事業計画変更等に係る承認の申請）

第6条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、事業計画書の内容に次に掲げる変更を加えようとする場合には、あらかじめ、事業計画変更承認申請書（別記様式第3号）に第4条各号に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更
- (2) 事業の実施場所の変更
- (3) 補助対象設備の主要構造または主要機能の大幅な変更
- (4) その他の計画内容の大幅な変更

- 2 補助事業者は、補助事業を中止し、もしくは廃止しようとするときは、あらかじめ、事業中止（廃止）承認申請書（別記様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

（実績報告）

第7条 補助事業者は、事業が完了したとき（事業の中止もしくは廃止の承認を受けた場合を含む。）は、事業を完了した日から起算して30日を経過した日または補助金の交付の決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書（別記様式第5号別紙1）
- (2) 支出証拠書類の写し
- (3) 事業実施の状況がわかる写真
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第8条 知事は、前条第1項の規定により報告を受けた場合において、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、額の確定通知書（別記様式第6号）により、補助事業者に対して通知を行うものとする。

（補助金の請求および交付）

第9条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書（別記様式第7号）を知事に提出するものとする。

- 2 補助金は精算払いとする。

(決定の取り消し)

第 10 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、第 5 条の規定による交付の決定(第 6 条第 1 項の規定による変更の承認を含む。)の全部または一部を取り消すものとする。

- (1) この要綱および規則に違反したことにより知事の指示を受け、この指示に従わないとき
- (2) 補助事業の内容がこの要綱の規定を満たさない事実が明らかになったとき
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為があったとき
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部または一部を継続する必要がなくなったとき

(検査等)

第 11 条 知事は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求めまたは検査することができる。

(財産の管理および処分の制限)

第 12 条 補助事業者は、補助事業により取得した財産について、補助事業完了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従った効率的運用を図らなければならない。

- 2 補助事業者は、知事の承認を受けずに、取得財産をこの補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、または担保に供してはならない。ただし、補助事業の完了後 8 年を経過した場合はこの限りではない。
- 3 補助事業者は、前項本文の処分をしようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。この場合において、知事は補助事業者に対し、当該承認に係る資産処分等により収入があったときは、その収入の全部または一部を県に納付させることができる。

(運用状況の報告義務)

第 13 条 知事は、補助事業の適正な執行を図るために必要があると認めるときは、補助事業者に対して調査を行い、または補助対象設備の運用状況について報告を求めることができる。

- 2 補助事業者は、前項について要請があった場合は、これに協力しなければならない。

(補助事業の表示)

第 14 条 補助事業者は、補助事業により整備された充電設備に、本補助事業である旨を明示しなければならない。

(事業実施期間)

第 15 条 この事業の実施期間は平成 22 年度から平成 23 年度までとする。

(雑則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定めるものとする。

付則

この要綱は、平成 23 年 2 月 14 日から施行する。

付則

この要綱は、平成 23 年 6 月 15 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	限度額
県内に広く一般の利用に供する電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車の充電設備 (1) を設置する事業	充電設備の設置に必要な機器費および工事費の合計額 (2) から寄付金その他の収入の額を控除した額	1 / 3 以内 (3)	コンセント型 70 千円 スタンド (ポール) 型 100 千円 (4)

- 1 コンセントの形状については、平成 22 年 12 月に経済産業省および国土交通省より公表された「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車のための充電設備設置にあたってのガイドブック」で示されている「新型コンセント (タイプ B) 」とする。
- 2 値引き後の額で、消費税および地方消費税の額を除く。
- 3 補助対象経費に補助率を乗じて得た額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てることとする。
- 4 コンセント型とはガイドブック中「充電における考え方と充電設備の種類について」で示されている「200V コンセント」とし、ポール型とは同「ポール型普通充電器 (200V) 」とし、設置にあたっては、同ガイドブックに記載のある「個別の注意点」に留意すること。